

ICT 活用の手引



福岡県立筑豊高等学校

令和4年11月1日 第1版

この手引きは、生徒の学びの質の向上に向けて、ICT（1人1台タブレット型端末）の活用にあたって、端末の管理・使用上のルールや注意点を、生徒や保護者等の皆様と共有することで、効果的な ICT 活用の推進を図るものです。

本手引をお読みくださり、本校の取組へのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

1 端末使用の際のルール及び注意点

- ・学習に関係のない目的では使用しないこと。
- ・各自の端末は原則として、在学中同じものを使用すること。他の生徒の端末を使用しないこと。
- ・端末を使用しない時は、各学級にある電源キャビネットに収納し、必ず充電ケーブルをさしておくこと。
- ・端末を使用する際は、落としたり、ぬらしたりしないよう注意すること。
(端末使用前に机上を整理しておくこと)
(飲食時の端末の使用はしないこと)

2 生徒用アカウントの取り扱い

- ・各自のアカウント・パスワードは適切に管理し、第三者に教えないこと。
- ・他の生徒のアカウント・パスワードを使用しないこと(なりすまし行為)。

3 端末・インターネットの特性及び個人情報の扱い方

- ・自分や他の生徒、家族等の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス等)を、インターネット上に不用意に書き込まないこと。
- ・写真の撮影・録音・録画は、本人の許可なく行わないこと。
- ・自他を問わず、誹謗中傷やネット上の差別情報にふれた際は、速やかに担任等の教員に相談すること。

4 健康面への配慮

- ・端末を使用する際には原則机の上に置いて良い姿勢を保ち、目と端末画面の間の距離30cm以上離すこと。
- ・長時間継続して画面を見ないこと。30分に1回は20秒以上画面から目を離して遠くを見る、目が乾かないようにまばたきをするなど、目を休めること。
- ・画面の明るさを調整し、目に負担をかけないように注意すること。

5 トラブルが起きた場合の対応

- ・端末が故障、破損、紛失した場合は、速やかに担任等の教員に相談・連絡すること。また、その時の端末の状態や操作内容などを詳しく報告すること。
- ・端末が故障、破損、紛失した場合、生徒の故意または重大な過失によると認められるときは、保護者等に補償を請求することがあること。
- ・ネットトラブルに巻き込まれた場合は抱え込まず、本校教員または次の相談窓口に相談すること。

[福岡県児童生徒のためのネットトラブル相談窓口](#) (電話 0120-494-100)

6 その他

- ・ネットワークのトラブルが発生した場合は、管理業者に速やかに対応させるとともに、学習活動を止めないよう措置します。